

指定管理者制度についての運用指針

制定 平成17年1月12日
最近改正 令和 2年8月26日

1	はじめに	1
2	指定管理者の選定	1
	（1）指定管理者制度の導入	
	（2）指定管理者の募集の方法	
	（3）公募の明示事項	
	（4）公募の期間	
	（5）選定方法及び選定基準	
3	協定の締結	3
4	指定の期間	3
5	利用料金制	3
6	自主事業	3
7	事業報告書等の提出、モニタリング・評価の実施	4
8	債務負担行為の設定時期について	4

1 はじめに

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年（2003 年）9 月に設けられた。

本制度の導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところであり、地方自治体において、指定管理者制度の導入が進んでいる。

本市ではこれまで、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 16 年（2004 年）7 月以降、指定管理者制度の導入に取り組んでおり、多様化する市民ニーズへの効果的・効率的な対応に寄与してきたところである。

本指針は、公の施設の適切な管理運営や、より効果的な施設の設置目的の実現を図るため、基本的な考え方を整理したものである。

2 指定管理者の選定

（1）指定管理者制度の導入

指定管理者制度を導入する場合、その指定に当たっては、原則として民間事業者を含む法人その他の団体のうち、施設の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定することとする。

また、新設の公の施設については、指定管理者制度導入の適否を検討し、指定管理者制度がふさわしい施設については開設時から導入することとする。現在、直営で管理している公の施設についても、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、管理の方法について改めて検討していくこととする。

（2）指定管理者の募集の方法

指定管理者の募集に当たっては、原則として公募を実施することとする。公募に係る情報提供は、広報紙や市ホームページへの掲載など適切な方法により行うこととする。

ただし、次の場合は公募しないことができる。

- ア 地域住民のコミュニティ活動等の基盤施設において、地域住民により施設の管理を行うことを目的とした団体が組織され、管理運営が行われる場合
- イ 市が公の施設の設置目的を効果的に達成するために設立した外郭団体による管理運営が行われる場合
- ウ その他合理的な理由がある場合

(3) 公募の明示事項

公募の実施に当たっては応募要領を作成し、おおむね次の事項を明示することとする。

- ア 施設の名称
- イ 施設の概要
- ウ 管理業務の範囲及び具体的内容
- エ 指定期間
- オ 管理経費（指定管理料又は利用料金の別）
- カ 応募の資格
- キ リスク分担
- ク 提出書類に関する事項
- ケ 応募の手続
- コ 選定の方法
- サ その他市長が必要と認める事項

(4) 公募の期間

参加表明の受付期限は、公募を開始した日（以下「公募日」という。）から原則として14日（吹田市の休日に関する条例（平成2年条例第24号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を含む。）以降の日とする。また、応募（申請）に係る書類等の提出期限は、公募日から原則として1か月（市の休日を含む。）以降の日とする。

ただし、やむを得ず上記の期間を短縮する場合には、案件の規模・内容等に応じて、指定管理者制度の趣旨・目的を損なわないように十分留意し、期間を設定しなければならない。

(5) 選定方法及び選定基準

指定管理者候補者の選定は、附属機関として指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、行うものとする。委員会は、原則として委員5人以内で組織するものとし、市長又は教育委員会の諮問に応じ、指定管理者候補者の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

選定に当たっては、応募のあった者の中から、おおむね次の選定基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的に判断して選定するものとする。

なお、公募を行わない場合においても、同様の視点からの手続を行うこととする。

- ア 市民の平等な利用が確保されること
- イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力

- を有しているか、又は確保できる見込みのあること
- エ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
- オ 団体の所在地が市内であること、また、市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること
- カ その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

3 協定の締結

指定管理者との間に当該施設の管理に関する協定を締結することとする。協定で定める内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 使用（利用）の許可に関する事項
- (4) 利用料金制を適用する場合は利用料金に関する事項
- (5) 本市が支払うべき経費に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

4 指定の期間

本市では原則として指定期間を5年とする。

ただし、設備の初期投資、専門的な人材の確保、施設の安定的な運営の点などから、比較的長期にわたる指定期間の設定が必要な場合については、合理的な理由のもとに、5年を超える期間を設定することができるものとする。

5 利用料金制

利用料金制については、施設の性格、目的等から総合的に判断して、効率的かつ効果的な管理が図られると認められる場合は、導入することとする。

なお、利用料金制を導入した場合、「主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められる場合」には、当該指定管理者に対し事業所税が原則課税となる。しかし、主として利用料金で管理運営される施設であっても、当該施設が公の施設であることに変わりはなく、主として指定管理料で管理運営される施設との均衡を考慮し、一般の利用に供する部分について、当該指定管理者の事業所税を免除することとする。

6 自主事業

指定管理者は、施設の効用を高め、かつ管理業務の実施を妨げない範囲で、指定管

理者の責任と費用において自主事業を行うことができ、その実施に当たっては、市の承認を得るものとする。

なお、過度な自主事業の実施により、市民の使用を妨げる等、市民に不利益を与えることのないよう留意するものとする。

7 事業報告書等の提出、モニタリング・評価の実施

指定管理者による管理において、サービスの水準や適正な運営を確保するため、定期的な実地調査や建物・設備に関する調査、書類確認、毎年度終了後の事業報告書等の確認などモニタリング・評価を適切に行うとともに、改善の必要性がある場合には助言、指導又は指示を行うものとする。

また、専門的かつ多様な視点での評価を行い、より効果的に業務やサービスの改善につなげるため、指定管理期間の2年目及び4年目において、第三者によるモニタリング・評価を実施する。

ただし、指定期間が5年ではない施設においては、指定期間の2年目から隔年で第三者モニタリング・評価を行うものとする。

8 債務負担行為の設定時期について

複数年度にわたって指定管理者に対して指定管理料を支出する場合には、債務負担行為を設定する必要がある。

候補者を公募する時点において、指定管理料の上限額を示す必要があることから、公募（選定）を行う年度の当初予算として、債務負担行為を計上するものとする。